

令和6年 第8回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月28日 (水) 9時30分～ 11時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (9 人)
会長 1番 米良 成志
職務代理者 10番 金丸 幸子
委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 池田 新吾
6番 藤本 寿弘 7番 兒玉 道治 8番 川崎 正義
4. 欠席委員 (1 人) 9番 井野内由美子
5. 欠員委員 (0 人)
6. 出席最適化 (5 人)
推進委員 幸森 秀樹 松本 邦彦 白木 洋 染田 通明 金丸 基治
7. 議案日程
報告第 14号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 15号 農地の埋立届出の件について
報告第 16号 農地賃貸借の合意解約について
議案第 19号 農地の所有権移転(利用権設定)申請の件について
議案第 20号 農地の所有権移転及び転用申請の件について
議案第 21号 現況証明(非農地証明)の発行の件について
議案第 22号 地域計画(案)について

8. 議事の概要

議長

それでは、開会いたします。

今日の出席議員は9名で議事録署名委員は5番委員と6番委員です。

よろしくお願い致します。

『報告第14号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第14号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。申請件数4件の4筆です。申請番号1、場所は大字加草字鴨原の1筆で、両地目とも畑で面積は300㎡です。転用事由は、個人住宅の拡張を目的とした有償の所有権移転です。申請番号2、場所は庵川西1丁目の1筆で、両地目とも畑で面積は335㎡です。転用事由は、個人住宅の拡張を目的とした有償の所有権移転です。申請番号3 場所は大字加草字鴨原の1筆で、両地目とも畑で面積は1,99㎡です。転用事由は、一般住宅の拡張を目的とした有償の所有権移転です。申請番号4、場所は大字加草字鴨原の1筆で、両地目とも畑で面積は4,64㎡です。転用事由は、一般住宅の拡張を目的とした有償の所有権移転です。4頁～9頁に地図を掲載しております。5頁をご覧ください。県営住宅の西側に申請番号1の農地があります。7頁をご覧ください。庵川西近隣公園の東側に申請番号2の農地があります。9頁をご覧ください。

事務局長	さい。県営住宅の西側の丸山川近くに申請番号３・４の農地があります。以上、報告になります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に、『報告第１５号 農地の埋立届出の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第１５号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書の１０頁をご覧ください。農地の埋立の届出を受理した事を報告します。申請件数１件の１筆です。場所は、大字庵川字塩屋崎の１筆で両地目とも田で面積は１，０００㎡です。埋立により畑として利用するものです。１１頁・１２頁に地図を掲載しております。１２頁をご覧ください。新川沿いに申請番号１の農地があります。以上、報告になります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に、『報告第１６号 農地賃貸借の合意解約について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	報告第１６号 農地賃貸借の合意解約について説明致します。議案書の１３頁をご覧ください。農地法第１８条の通知を受理した事を報告します。申請件数１件の５筆です。場所は、大字庵川字大味が３筆、登記簿地目が畑で現況地目は樹園地です。大字庵川字保井が１筆、大字庵川字鍋崎が１筆、両地目とも畑で、面積は合計で、９，５８７㎡です。１４頁～１６頁に地図を掲載しております。１６頁をご覧ください。牧山公民館横に２筆、南側に３筆、申請農地があります。以上、報告になります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に、『議案第１９号 農地の所有権移転(利用権設定)申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第１９号 農地の所有権移転(利用権設定)申請の件について説明致します。議案書の１７頁～１９頁をご覧ください。農地法第３条の許可申請があったので、審議を求めます。申請件数４件の２６筆です。申請番号１、場所は大字川内字畑ノ中の２筆で両地目とも田、面積は合計で５７６㎡です。賃貸借権の設定です。申請事由は譲渡人の労力不足、譲受人の増反によるものです。申請番号２・３は合わせて説明致します。場所は、大字門川尾末字中新地の２筆で両地目とも田で面積は合計で、２０４０㎡です。無償交換による所有権移転です。
議長	申請番号４は私の案件ですので、ここで職務代理者の１０番委員と交代します。

事務局長	申請番号 4、場所は大字門川尾末字軍野が 2 筆で登記簿地目は田、現況地目は畑です。大字門川尾末字中新地が 7 筆で、5 筆が両地目とも田で 2 筆が両地目とも畑です。大字門川尾末字落郷が 5 筆で、2 筆が両地目とも田で 3 筆が両地目とも畑です。大字門川尾末字平田が 3 筆で、1 筆が両地目とも畑で 2 筆が両地目とも田です。大字門川尾末字池寺が 1 筆で、両地目とも田です。大字門川尾末字城山が 3 筆で、3 筆とも両地目が畑です。大字門川尾末字土有が 1 筆で、両地目とも田です。全部で 22 筆、面積は合計で 12,648㎡です。申請事由は、無償贈与によるものです。20 頁～35 頁に地図を掲載しております。21 頁をご覧ください。国道 388 号線沿いにある、松瀬ぜふれあいの里のそばの交差点から北方町方面に入って、松瀬集落の太田内川沿いに申請番号 1 の農地があります。23 頁をご覧ください。 城屋敷地区多目的研修センターの南側の中新地地区に申請番号 2・3 の申請農地があります。30 頁～35 頁をご覧ください。申請番号 4 の農地があります。30 頁のハウス団地内に軍野地区の 2 筆があります。31 頁～33 頁にかけて、中新地地区の 7 筆があります。34 頁は、国道 388 号線沿い及び城屋敷地区多目的センター付近に落郷地区の 5 筆、平田地区の 1 筆があります。35 頁は、門川城跡のまわりに平田地区 2 筆、池寺地区 1 筆、城山地区 3 筆、土有地区 1 筆があります。 以上、ご審議願います。
職務代理者	事務局の説明が終わりました。申請番号 1 について推進委員のご意見を伺います。
幸森推進委員	推進委員の幸森です。8 月 19 日に安田主査案内の元、池田委員、井野内委員、私の 4 名で現地確認を行いました。場所は、388 号線からふれあいの里を右折して轟木地区集落に入ります。申請農地は、譲受人の家の前にあり水稻を作付しております。今後は自然薯栽培をしたいとのことです。双方で話し合いもされており問題ないと思います。ご審議願います。
職務代理者	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に、申請番号 2～4 について推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。8 月 20 日に岡田係長案内の元、金丸委員、米良委員、私の 4 名で現地確認を行いました。申請番号 2・3 の説明を致します。場所は、多目的研修センターより右側に 2 筆並びであり、交換して集積作業に入ったとのことです。申請番号 4 は 22 筆あります。一括して息子さんへ贈与するとのことです。きれいに手入れしてあり畔なども草刈りしており問題は無いと思います。ご審議願います。
職務代理者	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方、挙手願います。全員賛成です。ここで、当事者の議長と交代します。
議長	次に、『議案第 20 号 農地の所有権移転及び転用申請の件について』を議題とし

議長	ます。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第20号 農地の所有権移転及び転用申請の件についてです。議案書の36頁をご覧ください。農地法第5条による所有権移転及び転用です。次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。申請件数1件の1筆です。申請番号1、場所は大字庵川字塩屋崎の1筆です。両地目とも畑で面積は93㎡です。資材置場を目的とした有償による所有権移転及び転用です。37・38頁に地図を掲載しております。38頁をご覧ください。庵川東地区多目的研修集会施設の東側の県道遠見半島線沿いに申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
金丸推進委員	推進委員の金丸です。8月26日安田主査案内の元、安田委員、私の3名で現地調査を行いました。場所は、堤防の壁面を過ぎて牧山線に移るとこの右側にあります。譲渡人は、ハウスと水稻の専業農家で、今回の申請は同地区で土木業を行う譲受人への円満な有償による所有権移転です。地目は畑となっていますが、道路から低い所で、現在は草が生えており荒地ではありますが、資材置き場として活用していきたいとのことです。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第21号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第21号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の39頁をご覧ください。次のとおり、非農地証明願いがあったので審議を求めます。申請1件の4筆です。申請番号1、場所は大字加草字岡花の4筆で、登記簿地目は田、現況地目は宅地です。面積は2,486㎡です。判定地目及び利用状況は宅地です。40・41頁に地図を掲載しております。41頁をご覧ください。県道土々呂日向線のサテライト門川にある交差点から西側に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。8月21日岡田係長案内の元、川崎委員、津島委員、私の4名で現地確認を行いました。場所は、県道土々呂日向線大船地区入口、サテライト門川の道路の反対側にあります。敷地内の4筆で、地目は田ですが、現況は整地してあり宅地になります。以前の案件の追加で非農地証明願いが出ています。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。

藤本委員	何年前から所有になっているんですか。
事務局	資料を持ち合わせていないので正確な時期は分かりませんが、平成十何年から所有だったと記憶しています。
議長	他にご意見はございませんか。ないようです。賛成の方、挙手願います。全員賛成です。次に『議案第２２号 地域計画(案)について』事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第２２号 地域計画(案)についてです。別紙の資料になります。上井野地区及び五十鈴地区の地域計画案について説明致します。始めに、上井野地区です。資料の１頁をご覧ください。目標年度は令和１６年度です。対象となる農地は農業振興地域の田であり、面積は１４．６ｈａです。地域の農業者は２２名であり、うち５０歳以下の方は１名です。主な農作物は水稻、椎茸、自然薯です。２頁をご覧ください。担い手への農地集積状況は、現在４９．５％です。それに対し、国が定める集約の目標は８０％です。４頁をご覧ください。公告用の資料のため氏名は伏せておりますが、２２名の農家、団体を計画に含めております。別紙の地図で上井野地区とあるものをご覧ください。現在の耕作者に応じて農地を色分けしております。続いて、五十鈴地区について説明いたします。資料の５頁をご覧ください。目標年度は令和１６年度です。対象となる農地は農業振興農地の田であり、面積は２２．５ｈａです。地域の農業者は２６名であり、うち５０歳以下の方は１名です。主な農作物は水稻、トマトです。担い手への農地集積状況は、現在４１．９％です。国が定める目標は８０％です。８頁をご覧ください。２６名の農家を計画に含めております。別紙の地図で五十鈴地区とあるものをご覧ください。現在の耕作者に応じて農地を色分けしております。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。ご意見はありませんか。
藤本委員	１０年後と経営面積が変わらないのはなぜですか。
事務局	国からは、１０年先に農地の集積ができていること、耕作放棄地がないようにと言われています。現状の経営面積が１０年後には若い担い手に経営が移行するという事が、実情としては難しいです。各地域に事務局の方で話し合いなどに出向いて行くと、集まる方々が高齢の方が多いので、１０年後になると農業を続けていけるか
事務局	分からないというのが実情としてあります。なので、１０年後の計画など想像がつかないという声を聞いており、本来ならば１０年後の目標や地図の集積などの事をやらないといけませんが、国のやり方とは違ってきますが現状の面積を１０年後の経営面積にしています。
藤本委員	県はこの実情でいいのでしょうか。

事務局長補佐

今年度末までに作成しないといけない計画になっています。その中で、国が求める目標地図を作るには、何回も地域で会議を重ねていかないとできないというのは、国の方も分かっていて、今回については現状を10年後の目標として作成をして、今後地域での話し合いをして精度を高めていくということなので、町の方でもそのようにしました。今年できる計画については概ね現況地図が目標地図になる計画になります。以上です。

議長

他にご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。以上をもちまして、令和6年第8回農業委員会定例総会を閉会します。

令和6年8月28日

議事録署名人

5 番委員

池田新吾

6 番委員

藤本新弘